

準天頂衛星に係る検討課題と今後の進め方について

平成 22 年 9 月 7 日

1. 基本的な考え方

- 現在、4 省体制（文部科学省、総務省、経済産業省、国土交通省）で開発されている準天頂衛星初号機（「みちびき」）の打上げが 9 月 11 日に予定されており、この後、官民による技術実証・利用実証が 1 年程度かけて実施される予定。
- 一方、世界の測位衛星システムの現状を見ると、事実上の世界標準として利用されている米国の GPS に加えて、他国でも開発計画を加速化させている。
- これらの状況を踏まえ、準天頂衛星 2 号機以降の整備の在り方について、我が国としてもスピード感を持って検討を進め、今後の政府としての対応を早急に決定する必要がある。

2. 主な検討課題

- 準天頂衛星固有の特性を踏まえ、公共の安全の確保や国民の安心・安全の向上等公共部門において、具体的な利用分野及び利用方法は何か。また、その政策効果及び実現すべき解決課題は何か。
- 民間部門において、準天頂衛星固有の特性を踏まえ、新たな産業の創出やコスト削減等産業振興上の効果のある利用分野及び利用方法は何か。
- 米国の運用する GPS のみに依存して高度な衛星測位利用を展開している我が国の現状について、政府としてどう考えるか。
- 仮に 2 号機以降の整備を進める場合、従来は民間による一部の初期投資負担を前提とした考え方が採られているが、各国が政府主体で開発を進める中、我が国として従来の考え方を見直す必要はあるか。
- 我が国の測位衛星システムに関し、GPS・ガリレオ等の国際連携やアジア・太平洋地域との協力・連携をいかに進めていくべきか。

3. 検討体制

(1) 準天頂衛星に関するプロジェクトチーム（政務官 PT）

【別添参照】

- 準天頂衛星 2 号機以降の開発への移行に関する方針等、準天頂衛星の開発及び利用に関する重要事項の検討を行うため、宇宙開発戦略本部に、準天頂衛星に関するプロジェクトチームを置く。
- 事務局は、内閣官房宇宙開発戦略本部事務局が務める。

(2) 準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループ（専門家 WG）

- 準天頂衛星の事業計画策定に係る専門的な調査検討を行うため、宇宙開発戦略本部宇宙開発戦略専門調査会の下に、「準天頂衛星開発利用検討ワーキンググループ」を設置する。
- 準天頂衛星の開発利用に関する識見を有する有識者により構成。
- 本ワーキンググループにおいて、関係各府省の事務レベルでのヒアリングを適宜実施する。

4. 今後の予定

- (1) 準天頂衛星初号機（「みちびき」）に関する今後のスケジュール
平成 22 年 9 月 11 日 打上げ予定
（約 3 か月） 初期機能確認（軌道調整・搭載機器調整等）
平成 22 年 12 月中頃～ 技術実証・利用実証開始
- (2) 準天頂衛星 2 号機以降の開発利用計画の検討の進め方
今後、以下のようなスケジュールで検討を進めることとし、政務官 PT 及び専門家 WG での検討を踏まえ、節目での宇宙開発戦略本部開催を予定。
- 平成 22 年 8 月 宇宙開発戦略本部において、政務官 PT や専門家 WG の設置等検討体制の整備を決定
- 平成 22 年 8 月 内閣官房宇宙開発戦略本部事務局が、平成 23 年度概算要求の特別枠で、「準天頂衛星システム事業計画策定費」を要求
- 平成 22 年 9～10 月 宇宙開発戦略本部の宇宙開発戦略専門調査会に専門家 WG を設置
- 平成 22 年 12 月 我が国が整備することとした場合の準天頂衛星を中核とする測位衛星システム（以下、「我が国の測位衛星システム」という。）の論点整理
- 平成 23 年 3 月 我が国の測位衛星システムの概念策定
- 平成 23 年 8 月 我が国の測位衛星システムの事業計画に関する中間取りまとめ
- 平成 23 年 8 月末 平成 24 年度概算要求の是非の判断
- 平成 23 年 12 月 我が国の測位衛星システムの事業計画の策定
- 平成 23 年 12 月末 平成 24 年度予算措置の是非に関する判断（事業化最終判断）

5. 政務官 PT の当面のスケジュール

- 9 月 7 日（火） 第 1 回会合
- 事務局から資料説明
- 9 月下旬～10 月上旬目途 第 2 回会合
- 有識者からのヒアリング
- 専門家 WG での検討の進め方
- 10 月中目途 第 3 回会合
- 専門家 WG からの報告

第 4 回以降は、専門家 WG 及び事務局における検討状況を踏まえ、我が国の測位衛星システムに関する検討を、月 1 回程度適宜行う。

準天頂衛星に関するプロジェクトチームの設置について

〔平成22年8月27日
宇宙開発戦略本部長決定〕

1. 準天頂衛星2号機以降の開発への移行に関する方針等、準天頂衛星の開発及び利用に関する重要事項の検討を行うため、宇宙開発戦略本部に、準天頂衛星に関するプロジェクトチーム(以下、「プロジェクトチーム」という)を置く。
2. プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

座長	内閣府大臣政務官(宇宙開発担当)
委員	内閣府大臣政務官(防災担当)
	総務大臣政務官
	文部科学大臣政務官
	農林水産大臣政務官
	経済産業大臣政務官
	国土交通大臣政務官
	防衛大臣政務官
	警察庁次長
3. 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の大臣政務官の出席を求めることができる。
4. 座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
5. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
6. プロジェクトチームに幹事を置く。幹事は、座長並びに総務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省の大臣政務官とする。
7. 前各項に掲げるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。